

Japan tax alert

EY税理士法人

OECD、シェアリングエコノミーの販売者のためのモデル報告規則に係る国際的情報交換フレームワークとオプションモジュールを公開

EYグローバル・タックス・アラート・ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

www.ey.com/en_gl/tax-alerts

エグゼクティブサマリー

2021年6月22日、経済協力開発機構(OECD)は、「デジタルプラットフォームのモデル報告規則:物品販売に係る国際的情報交換フレームワークとオプションモジュール」(以下、本報告書)を発表しました。この報告書には、2020年7月3日に採択された「シェアリングおよびギグエコノミーの販売者に関するプラットフォーム事業者のモデル報告規則」(以下、モデル規則)に基づく情報交換を運用するための多国間協定(MCAA)の形式の国際的な法的枠組みが含まれています。また、モデルルールの適用範囲を物品の販売や交通手段のレンタルにまで拡大することを認めたいという多くの国・地域の関心を反映して、本報告書は、そのような国・地域が適用範囲を拡大してモデルルールを実施できるようにする、OECDが開発したオプションのモジュールも含まれています。

これと並行して、欧州連合(EU)加盟国は、課税分野における行政協力に関する指令(理事会指令2011/16/EUまたはDAC)を改正する規則を採択し、デジタルプラットフォームが販売者に関して報告するEUの税の透明性に関する規則を拡張しました(DAC7)¹。この指令は、2023年1月1日から適用されます。

EY Japanの視点

各国においてモデル規則に基づいて報告された情報について、税務当局間で国際的に情報交換するフレームワークが実現すると、各国税務当局はデジタルプラットフォームを通じた販売の情報にアクセスするようになります。EU加盟国がDAC7により得た情報と、EU外の国の情報は多国間協定を通じて情報交換がなされます。

日本においても、モデル規則と本報告書に基づいたデジタルプラットフォームに関する報告規則の導入が検討されていると考えられます。EYにおきましては、日本における法制度の動向とその要件について調査分析し、アップデートをさせていただきます。

巻末注

1. 2021年3月23日付EY Global Tax Alert, [EU adopts tax transparency rules for digital platforms \(DAC7\)](#)参照

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

須藤 一郎	パートナー	ichiro.suto@jp.ey.com
関谷 浩一	パートナー	koichi.sekiya@jp.ey.com
荒木 知	ディレクター	satoru.araki@jp.ey.com
大堀 秀樹	ディレクター	hideki.ohori@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <https://www.eyjapan.jp/connect-with-us/mail-magazine/index.html>を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_Japan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world (より良い社会の構築を目指して)」をパーソナリティとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、ey.com/ja_jp/people/ey-taxをご覧ください。

©2021 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.

ED None

Japan Tax SCORE 20210708

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp